

長崎県電力の調達に係る環境配慮方針

2019年	1月22日	策定
2019年	11月22日	改定
2020年	10月13日	改定
2021年	10月18日	改定
2022年	12月15日	改定
2023年	12月7日	改定
2024年	11月27日	改定

(目的)

第1条 本方針は、本県が行う電力の調達契約の競争入札の実施に際し、環境に配慮した電力調達契約を締結するために必要な事項を定め、環境への負荷の低減を図るとともに環境と経済が両立する社会づくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 本方針における「環境に配慮した電力調達契約」とは、本県が行う電力調達契約の競争入札に係る入札参加資格の判定に際し、小売電気事業者の電力供給事業における環境配慮の状況について、第4条に定める「環境評価項目」を基準として評価したうえで実施する電力の調達をいう。

(対象)

第3条 本方針は、長崎県が競争入札により電力を調達する際に適用する。

(環境評価項目)

第4条 本方針における環境評価項目は、次のとおりとする。

(1) 基本項目

- ア 二酸化炭素排出係数
- イ 未利用エネルギーの活用状況
- ウ 再生可能エネルギーの導入状況

(2) 加点項目

- ア 需要家に対する省エネルギーに関する情報提供、簡易的なダイヤモンド・レスポンスの取組
- イ 地域における持続的な再生可能エネルギー電気の創出・利用に向けた取組

(本方針の環境評価項目に基づく資格審査基準)

第5条 本方針の環境評価項目に基づく資格審査基準は、次のとおりとする。

- (1) 電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示しているものであ

て、かつ、前条（１）に定める基本項目を、別表１「長崎県環境に配慮した電力調達契約評価基準」（以下「評価基準」という。）により算定した合計点数が７０点以上のものであること。

（２）なお、本条（１）により策定した基本項目の合計点数が７０点に満たない場合は、前条（２）に定める加点項目について評価基準により算定した点数を、基本項目の合計点数に加えた合計点数が７０点以上のものであること。

（評価判定）

第６条 本方針が適用される電力調達契約の入札に参加を希望する小売電気事業者は、第４条（１）及び（２）に定める環境評価項目について、別表１の評価基準により算定した評価点等を、様式１の「長崎県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」（以下「評価項目報告書」という。）に記載し、別に定める日までに長崎県知事に提出するものとする。

２ 地域環境課長は、小売電気事業者から提出された評価項目報告書の内容を確認し、当該小売電気事業者の評価点を第５条の資格審査基準に基づき評価判定する。

３ 地域環境課長は、前項の評価判定の結果について、本方針の適用を受ける電力調達発注所属の長及び評価項目報告書の提出があった小売電気事業者へ通知するものとする。

第７条 地域環境課長は、前条の評価判定結果について、小売電気事業者の報告内容の誤りがあったために第５条に掲げる資格審査基準を満たさないことが明らかになった場合は、取消を行い、本方針の適用を受ける電力調達発注所属の長及び評価項目報告書の提出があった小売電気事業者へ通知するものとする。

（入札参加資格の確認、付与）

第８条 本方針の適用を受ける電力調達発注所属の長は、前条第３項により通知があった評価判定結果に基づき、評価項目報告書の提出があった小売電気事業者の評価点を確認し、本方針に基づく資格審査以外の資格審査の結果と合わせた評価を行い、入札参加資格の有無を確認し、その資格を付与するものとする。

（その他）

第９条 本方針により定めるものの他、競争入札による電力調達に係る環境評価等について必要な事項は、別に定める。

（事務処理）

第１０条 本方針に係る事務処理は、地域環境課において行う。

附 則

この方針は、平成31年1月22日から施行する。

この方針は、令和元年11月22日から施行する。

この方針は、令和2年10月13日から施行する。

この方針は、令和3年10月18日から施行する。

この方針は、令和4年12月15日から施行する。

この方針は、令和5年12月7日から施行する。

この方針は、令和6年11月27日から施行する。

別表 1

長崎県環境に配慮した電力調達契約評価基準

電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※1）しており、かつ下表の基本項目の評価点の合計が70点以上であること。基本項目の評価点の合計が70点に満たない場合、基本項目の評価点に加点項目の評価点を加えた合計が70点以上であること。

基本項目	区分	評価点
①令和4年度の1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（単位：kg-CO ₂ /kWh） ※2	0.000以上 0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.475未満	50
	0.475以上 0.500未満	45
	0.500以上 0.525未満	40
	0.525以上 0.550未満	35
	0.550以上 0.575未満	30
	0.575以上 0.600未満	25
	0.600以上	0
②令和4年度の未利用エネルギー活用状況 ※3	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③令和4年度の再生可能エネルギー導入状況 ※4	10.00%以上	20
	5.00%以上 10.00%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
	活用していない	0
加点項目	区分	評価点
④・需要家に対する省エネルギーに関する情報提供、簡易的なデマンド・レスポンスの取組 ・地域における持続的な再生可能エネルギー電気の創出・利用に向けた取組 ※5	有	5
	無	0

※1 開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（令和6年4月改定）に示された電源構成等や非化石証書の使用状況の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成等の情報を開示していない者は、事業開始日から1年間に限って開示予定時期（事業開始日から1年以内に限る。）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

※2 令和4年度の1kWh当たりの二酸化炭素排出係数とは、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表される調整後二酸化炭素排出係数をいう。

※3 令和4年度の未利用エネルギーの活用状況とは、令和4年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）（kWh）を令和4年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値。

（算定方式）

$$\text{令和4年度の未利用エネルギーの活用状況（\%）} = \frac{\text{令和4年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）}}{\text{令和4年度の供給電力量（需要端）}} \times 100$$

1. 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

- (1) 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。
- (2) 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

2. 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。

- (1) 工場等の廃熱又は排圧
- (2) 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「FIT法」という。）」第2条第3項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。）
- (3) 高炉ガス又は副生ガス

※4 令和4年度の再生可能エネルギーの導入状況とは、以下の項目を算定方式に示す方法により算出した数値をいう（単位はすべてkWh）。

- (1) 令和4年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非FIT非化石証書の量（送電端）
- (2) グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものと

して認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量

- (3) J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量
- (4) 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量
- (5) 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できるトラッキング付非 FIT 非化石証書の量
- (6) 令和4年度の供給電力量（需要端）

(算定方式)

$$\text{令和4年度の再生可能エネルギーの導入状況 (\%)} = \frac{(1)+(2)+(3)+(4)+(5)}{(6)} \times 100$$

再生可能エネルギーとは、FIT 法において定義される再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（30,000kW 未満、ただし、揚水発電は含まない。）、地熱及びバイオマスを用いて発電された電気とする。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。）

※5 需要家に対する省エネルギーに関する情報提供、簡易的なデマンド・レスポンスの取組について、需要家の省エネルギーの促進、電力逼迫時における使用量抑制等の観点から評価する。

また、地域における持続的な再生可能エネルギー電気の創出・利用に向けた取組は、地域における再生可能エネルギー電気の導入拡大の観点から評価する。

具体的な評価内容は次のとおり

- ・需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること
- ・需給逼迫時等において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し経済的な優遇措置を実施すること
- ・地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定していること
- ・発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定していること

様式 1

長崎県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書

年 月 日

長崎県知事 様

住所
名称
代表者氏名

印

下記報告内容に相違ないことを誓約します。

1 電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報の開示情報

開示方法	番号	確認書類
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ()		開示状況がわかる資料

2 令和4年度の状況

	項目	自社の基準値	評価点	確認書類
①	1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数 (調整後二酸化炭素排出係数)	kg-CO ₂ /kWh		
②	未利用エネルギーの活用状況	%		算出根拠(計算式等)書類
③	再生可能エネルギーの導入状況	%		算出根拠(計算式等)書類
④	需要家に対する省エネルギーに関する情報提供、簡易的なダイヤモンド・レスポンスの取組 地域における持続的な再生可能エネルギー電気の創出・利用に向けた取組	有 ・ 無 (左記いずれか、又は両方に取り組んでいる場合に○をつける)		取組がわかる書類
①～④の合計				

注1) 1の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(令和6年4月改定)に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者(参入日から1年間に限る。)であって、電源構成を開示していない者は、参入日及び開示予定時期(参入日から1年以内に限る。)を「番号」欄に記載すること。

注2) 2の「自社の基準値」及び「評価点」には、別表1により算出した値を記載すること。

注3) 1の開示方法(又は参入日及び開示予定時期)を明示し、かつ、2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注4) 1及び2の項目を満たすことを示す書類を添付すること。

担当部署		担当者名	
電話番号		メール	